

特定非営利活動法人 ジョブOBネットワーク 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、NPO法人ジョブOBネットワーク(ジョブネット)と称する。

(構成)

第2条 本会は、中高年シニア(男女、年齢原則50歳以上)を対象に、自主独立の気概、協働意欲、仕事を通じての社会参加意欲をもって、組織する。

(目的)

第3条 本会は、中高年退職者の人材パワーを活用し、互いの研鑽を積み、場所づくり、仕事づくり、ネットワークづくりを構築することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会は、徳島県鳴門市大津町吉永265-14に事務所を置く。

第2章 会 員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この会の事業に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員の入会については、特に定めない。賛助会員の入会については、次のとおりとする。

- (1) 自主独立の気概、仕事を通じての社会参加意欲があること。
- (2) 長年培った経験とスキル、ノウハウを互いに生かす共同意欲があること。
2. 会員として入会を希望するものは、別途に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなくてはならない
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金および会費を納入するものとする。

2. 入会年度の会費は、四半期を単位として残存期間により算出した額とする。
3. 算出は、入会月の翌月を起算月として、起算月の属する四半期からとする。

(退会)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。

- (1) この会則および会の規約に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(会員証)

第10条 会は、会員の入会時に、会員の証としての会員証を発行する。

2. 会員は、会の事業を遂行する時に、常時、会員証を携帯し、提示を求められた場合に、これを拒んではならない。
3. 会員は、その資格を喪失した時に、速やかに、会員証を返納しなければならない。

(守秘義務)

第11条 会員の個人情報の保護および会員として業務上知りえた情報についての守秘義務を負う。また、会員としての資格を喪失した後も同様の義務を負う。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事長1人、副理事長1人、理事1人(理事は総数3人から10人以内)、監事1人(監事は総数1人から2人以内)。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

- 第14条 理事長は本会を代表し、業務を総理する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 理事は、理事会を組織し、事業の執行に当る。
 4. 監事は、理事の業務執行の状況と、この会の財産の状況を監査する。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は防げない。
2. 補欠または、増員により、就任した役員の任期は前任者または、現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 総会

(種別)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。通常総会は、毎年事業年度1回開催する。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成し、2分の1の出席をもって成立する。

(議決)

第18条 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決する。

(審議事項)

第19条 会計報告及び事業報告は、定期総会に提出して、その承認を受けなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。理事会は理事が招集する。

(議決)

第21条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財算目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第24条 この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

雑則

(細則の制定)

第25条 本会則に定めのない事項および事業執行の細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(細則の変更)

第26条 細則の変更は、理事、または会員総数の過半数の提案による理事会審議とする。

附則

1. この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

正会員 団体	入会費2万円	年会費1万円
正会員 個人	入会費1万円	年会費1万円
賛助会員個人	入会費5千円	年会費5千円
賛助会員団体	一口1万円	一口1万円

2. この会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとし、再任は防げない。
3. この会則は平成18年12月7日から実施する。
この会則は平成19年 2月24日から改正実施する。